

企業向け労務管理セミナー

2025年4月、育児・介護休業法等に関する法改正が施行され、全企業を対象に、新たな義務が発生し、事業主は、法改正に対応した就業規則の見直し等、適切な雇用管理に取り組むことが求められます。

また、2024年11月1日から、新しく「フリーランス」に関する法律が施行されます。人手不足による専門的人材の確保、コスト削減等、フリーランスの活用は、企業戦略の方法の一つとしても有効と考えられており、事業主・フリーランスの双方が法律を正しく理解し、適切な実務管理を行うことが望まれます。

このセミナーでは「改正育児・介護休業法等」、「フリーランス新法」をテーマに取り上げ、企業の適切な実務上のポイントについてわかりやすくお話しします。

令和6年 **12月10日** (火)

藤沢市役所 本庁舎 8階 8-1,2会議室

参加無料

第1部
10:00~12:00
*定員に達しました

育児・介護休業法の改正に向けた実務ポイント ～働き方改革関連法等のおさらいと働きやすい職場をめざして～

講師: 飯田社会保険労務士事務所 社会保険労務士 飯田 篤史 氏

第2部
14:00~16:00

フリーランス新法の概要と 企業に求められる実務ポイント

講師: 宇賀神国際法律事務所 弁護士 宇賀神 崇 氏

対象 企業経営者、人事労務担当者など

定員 各回 45名 事前申込制(先着順)

申込方法 ホームページから(e-kanagawaによる電子申請)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dh3/cnt/f7598/>

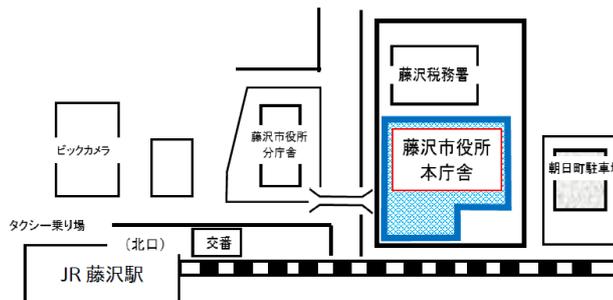
かながわ労働センター湘南支所のご案内

検索



【会場案内】 藤沢市役所 本庁舎

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
(JR藤沢駅北口から徒歩5分)



【ご注意】 災害等のやむを得ない事情によって、本講座の開催を中止又は内容を変更する場合があります。
最新の情報は、「かながわ労働センター湘南支所」ホームページでお知らせします。

共催: 神奈川県かながわ労働センター湘南支所 (問合せ 0463-22-2711(代))、藤沢市

後援: 平塚市、茅ヶ崎市、寒川町、平塚商工会議所、藤沢商工会議所、茅ヶ崎商工会議所、寒川町商工会